

東京学芸大学附属図書館蔵書構築指針の一部改正について

改正理由：電子ブックに関する記述の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(資料の区分及び定義)</p> <p>第5条 収集する資料の区分（以下「資料区分」という。）及び定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p><u>(7) 電子ブック</u> ネットワークを介して電子的に提供される機関契約型図書</p> <p><u>(8) 逐次刊行物</u> 学習若しくは研究のため又は教養の向上を図るために必要な雑誌及び新聞等（大学紀要を除く。）をいう。ただし、電子ジャーナルのうち、タイトル毎に契約を行うものはこの区分に含める。</p> <p><u>(9) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース</u> パッケージ型の電子ジャーナル及び比較的大規模・高額なネットワーク型データベース等をいう。</p> <p><u>(10) 大学紀要</u> 逐次刊行物のうち、大学等の発行する学術雑誌で、無償頒布されているものをいう。</p> <p><u>(11) 学生用視聴覚資料</u> 本学の学生の学習若しくは研究のため又は教養の向上を図るために必要なオーディオCD、DVD、CD-ROM及びビデオテープその他の非印刷資料をいう。</p> <p><u>(12) 教育実践資料</u> 学校、教育各種機関及び教育委員会等の発行する教育実践に関する資料をいう。</p> <p><u>(13) 本学関連資料</u> 本学の歴史・沿革に関する資料、本学刊行物並びに本学の教職員、卒業生及び出版会・同窓会等の関連団体による刊行物その他の本学に関連する資料をいう。</p> <p><u>(14) その他</u> 前各号に掲げるもの以外で、本学の学生・教職員に必要な資料をいう。</p> <p>(選定方法)</p>	<p>[省略]</p> <p>(資料の区分及び定義)</p> <p>第5条 収集する資料の区分（以下「資料区分」という。）及び定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p><u>(7) 逐次刊行物</u> 学習若しくは研究のため又は教養の向上を図るために必要な雑誌及び新聞等（大学紀要を除く。）をいう。ただし、電子ジャーナルのうち、タイトル毎に契約を行うものはこの区分に含める。</p> <p><u>(8) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース</u> パッケージ型の電子ジャーナル及び比較的大規模・高額なネットワーク型データベース等をいう。</p> <p><u>(9) 大学紀要</u> 逐次刊行物のうち、大学等の発行する学術雑誌で、無償頒布されているものをいう。</p> <p><u>(10) 学生用視聴覚資料</u> 本学の学生の学習若しくは研究のため又は教養の向上を図るために必要なオーディオCD、DVD、CD-ROM及びビデオテープその他の非印刷資料をいう。</p> <p><u>(11) 教育実践資料</u> 学校、教育各種機関及び教育委員会等の発行する教育実践に関する資料をいう。</p> <p><u>(12) 本学関連資料</u> 本学の歴史・沿革に関する資料、本学刊行物並びに本学の教職員、卒業生及び出版会・同窓会等の関連団体による刊行物その他の本学に関連する資料をいう。</p> <p><u>(13) その他</u> 前各号に掲げるもの以外で、本学の学生・教職員に必要な資料をいう。</p> <p>(選定方法)</p>

第6条 資料の選定は、資料区分毎に、次の方法により行う。なお、図書館推薦図書等の選定基準に関しその他必要な事項は、図書館推薦図書等選択基準（昭和55年4月1日館長決裁，平成17年11月28日一部改正。以下「選択基準」という。）に定めるものとする。

(1)～(6) 〔省略〕

(7) 電子ブック

学生の学習・研究に必要とされる図書で、特に利用頻度が高いものを購入する。

ア 授業関連図書又は教員からの推薦によるもの

イ 学生の購入希望や利用実績に基づき、図書館職員が選定したもの

ウ 学生の教育・研究に必要とされるもの

(8) 逐次刊行物

ア 逐次刊行物の新規購入に当たっては、本学において比較的共通に使用できる雑誌で次のいずれかの要件に該当するものを優先的に選定する。なお、逐次刊行物の新規購入を決定した場合には、以後継続購入を原則とする。

(ア) シラバスに掲載されているもの

(イ) 複数の教員の推薦又は多数の学生の要望があったもの

(ウ) 他館への文献複写依頼の件数が多いこと等の理由により、頻繁に利用されることが予想されるもの

イ 次に該当する場合は、当該逐次刊行物の購読を中止することができる。

(ア) 電子媒体（電子ジャーナル等）によって閲覧可能であるもの

(イ) 情勢の変化により、需要の低くなったもの

(ウ) その他、予算状況に照らして中止が適当と判断されるもの

ウ 逐次刊行物の購入に当たっては、次年度分の購入計画（案）を作成し、学術情報会議（以下「会議」という。）に諮る。ただし、予約出版に係るものその他至急に購入手続きを必要とするものについては、附属図書館長（以下「館長」という。）の判断で購入し、事後に会議に報告するものとする。

(9) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース

学内関係部局の協力により予算の確保を図りつつ、概ね次の基準により導入又は継続の可否を判断し、計画的に整備する。

ア 支出金額に比して利用頻度が高く、費用対効果が高いと判断されるもの

イ 本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの

ウ 複数の分野にわたる多数の教員から導入の希望が寄せられたもの

エ 学生の教育に特に必要とされるもの

オ 国立大学法人等によるコンソーシアムが成立しており、有利な条件で契約が可能であるもの

第6条 資料の選定は、資料区分毎に、次の方法により行う。なお、図書館推薦図書等の選定基準に関しその他必要な事項は、図書館推薦図書等選択基準（昭和55年4月1日館長決裁，平成17年11月28日一部改正。以下「選択基準」という。）に定めるものとする。

(1)～(6) 〔省略〕

(7) 逐次刊行物

ア 逐次刊行物の新規購入に当たっては、本学において比較的共通に使用できる雑誌で次のいずれかの要件に該当するものを優先的に選定する。なお、逐次刊行物の新規購入を決定した場合には、以後継続購入を原則とする。

(ア) シラバスに掲載されているもの

(イ) 複数の教員の推薦又は多数の学生の要望があったもの

(ウ) 他館への文献複写依頼の件数が多いこと等の理由により、頻繁に利用されることが予想されるもの

イ 次に該当する場合は、当該逐次刊行物の購読を中止することができる。

(ア) 電子媒体（電子ジャーナル等）によって閲覧可能であるもの

(イ) 情勢の変化により、需要の低くなったもの

(ウ) その他、予算状況に照らして中止が適当と判断されるもの

ウ 逐次刊行物の購入に当たっては、次年度分の購入計画（案）を作成し、学術情報会議（以下「会議」という。）に諮る。ただし、予約出版に係るものその他至急に購入手続きを必要とするものについては、附属図書館長（以下「館長」という。）の判断で購入し、事後に会議に報告するものとする。

(8) 電子ジャーナル及びオンラインデータベース

学内関係部局の協力により予算の確保を図りつつ、概ね次の基準により導入又は継続の可否を判断し、計画的に整備する。

ア 支出金額に比して利用頻度が高く、費用対効果が高いと判断されるもの

イ 本学における教育・研究を中長期的に推進していくに当たって、備えておくべき基本的なコンテンツであると判断されるもの

ウ 複数の分野にわたる多数の教員から導入の希望が寄せられたもの

エ 学生の教育に特に必要とされるもの

オ 国立大学法人等によるコンソーシアムが成立しており、有利な条件で契約が可能であるもの

なお、導入又は継続の可否の判断は、個々のデータベースに対して暦年又は年度毎に行うものとし、決定に当たっては年間の導入計画を作成した上で会議に諮るものとする。

(10) 大学紀要

本学において必要性の高いものを寄贈により受入れる。受入れに当たっては、概ね次の基準によるものとする。

ア 次のものは原則として受入れる。

(ア) 教育関係（教育学部及びそれに準じる学部の発行したもの並びに幼児・初等・中等・障害児教育を主題としたもの等）の紀要

(イ) 文系学部を持つ国立大学法人及び大学院博士課程を持つ私立大学の発行した人文・社会科学系の特に主要な紀要

イ 前ア以外のものは、学生・教職員の需要の特に高いものを除き、受入れない。

(11) 学生用視聴覚資料

学生用視聴覚資料として必要なものについて、教員及び図書館職員の推薦に基づき選定し、購入する。

(12) 教育実践資料

広く寄贈を募り、収集・整備する。

(13) 本学関連資料

広く寄贈を募ると共に、受贈が困難なものについては購入により網羅的な収集に努める。

(14) その他

別に定めた附属図書館の事業計画等に基づき整備する。

〔省略〕

附 則

この指針は、令和3年2月1日から施行する。

なお、導入又は継続の可否の判断は、個々のデータベースに対して暦年又は年度毎に行うものとし、決定に当たっては年間の導入計画を作成した上で会議に諮るものとする。

(9) 大学紀要

本学において必要性の高いものを寄贈により受入れる。受入れに当たっては、概ね次の基準によるものとする。

ア 次のものは原則として受入れる。

(ア) 教育関係（教育学部及びそれに準じる学部の発行したもの並びに幼児・初等・中等・障害児教育を主題としたもの等）の紀要

(イ) 文系学部を持つ国立大学法人及び大学院博士課程を持つ公私立大学の発行した人文・社会科学系の特に主要な紀要

イ 前ア以外のものは、学生・教職員の需要の特に高いものを除き、受入れない。

(10) 学生用視聴覚資料

学生用視聴覚資料として必要なものについて、教員及び図書館職員の推薦に基づき選定し、購入する。

(11) 教育実践資料

広く寄贈を募り、収集・整備する。

(12) 本学関連資料

広く寄贈を募ると共に、受贈が困難なものについては購入により網羅的な収集に努める。

(13) その他

別に定めた附属図書館の事業計画等に基づき整備する。

〔省略〕